

移動支援事業者
同行援護事業者 各位
行動援護事業者

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

児童にかかる春休み対応について（移動支援・同行援護・行動援護）

標記の件につきまして、下記のような経過措置を実施いたしますのでお知らせします。記

1 移動支援の対応

「その他の外出」の支給量を期間限定で変更します。

区分	現 行	令和2年3月～4月
小学生	12時間	36時間
中高生	24時間	

※この経過措置による支給量変更は、申請に基づき行います。

2 同行援護・行動援護の対応

「その他の外出」に相当する支給量を期間限定で変更します。

区分	現 行	令和2年3月～4月
小学生	24時間	36時間

※同行援護・行動援護を利用されている中高生の方は、既に36時間として決定を行っているため、今回の措置の対象となりません。

※実施方法は、小学生の方について申請があった場合に、現在の支給量に12時間を加算することになります。

3 留意事項

今回の経過措置に伴い利用者との契約変更（契約支給量を増やす：2月中に行う場合の契約日は3月1日付です。）が生じた場合は、この措置が期間限定であることから、5月にも契約変更（契約支給量を元に戻す）の必要がありますのでご注意ください。

契約変更にあたっては、受給者証「支給量変更の記載欄」の内容を必ず確認してください。

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課認定支払係
☎ 052-972-2639 FAX 052-972-4149（共通）
